

農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案（イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験）についての意見・情報の募集について

平成30年1月23日  
農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課

この度、「農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬の登録申請時に提出する試験成績については、農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知。以下「局長通知」という。）、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知。以下「課長通知」という。）において試験の種類、試験を実施するに当たって必要とされる条件、試験方法等を示しています。

現行の局長通知では、1年間反復経口投与毒性試験は、ラットとイヌの2種の動物により試験を実施することとしています。今般、平成29年12月21日の内閣府食品安全委員会農薬専門調査会において、「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の取扱いについて」により、科学的知見に基づく基本的な考え方が整理され、「原則として、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の結果がなくても農薬の食品健康影響評価は可能である。」ことが示されました。このことから、局長通知において規定する1年間反復経口投与毒性試験の供試動物を現行の2種から1種（ラット）に変更し、局長通知及び課長通知について、イヌの試験を原則不要とする改正を行うこととします。

つきましては、本改正案について、広く国民のみなさまからの意見・情報を募集いたします。

### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において配布

### 3 意見・情報の提出方法

#### (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

#### (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室担当

#### (3) F A X の場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-3501-3774

農林水産省農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室担当

### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただきますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

### 5 意見・情報受付期間

平成30年1月23日～平成30年2月21日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

### 6 公示資料

#### 概要

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の一部改正案

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」の一部改正案